

【資料紹介】

鷹見保具『雨粟記』

水 嶋 彩 乃

神戸市立博物館所蔵の「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」に含まれる、『雨粟記』を紹介する。『雨粟記』は、兵庫浜本陣絵屋の鷹見家当主、鷹見保具（謙斎）によって著された随筆で、歌道、茶道にまつわる事柄の他、著名人の言行、奇談、各種教養的な事項を集成する。

神戸市立博物館所蔵の「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」の中に、「雨粟記」と外題のついた冊子がある。

「浜本陣絵屋（鷹見）右近右衛門家文書」については、『神戸市立博物館蔵品目録』考古・歴史の部二七（以下『目録』と表記、神戸市立博物館、二〇二二）に解題があり、『神戸市文献史料』二八（以下『文献』と表記、神戸市教育委員会文化財課、二〇一五）に一部文書が翻刻されている。

『雨粟記』は、序文及び二丁表の記載より、作者が鷹見保具（謙斎）であることがわかる。鷹見家とは、兵庫津の浜本陣（特定大名の御用を務める問屋・船宿）を勤めた家である。保具（宝永七年〔二七二〇〕—天明四年〔二七八四〕）は鷹見家の七代目当主で、文化面では冷泉為村を和歌の師とし、為村の歌集『冷泉為村卿和歌』（宮内庁書陵部蔵、函架番

号一五〇・三五七）作成に関わったことで知られる。^③

『雨粟記』は、歌道、茶道にまつわる事柄の他、著名人の言行、奇談、各種教養的な事項を集成した随筆である。先行する随筆類からの採録記事と、新規採録と思われる記事が入り混じった構成をとる。他書から採録した記事の大部分には、採録元の書名を付している。

前者については、宝暦六年（一七五六）刊行の新井白蛾『牛馬問』など、保具と同時代の随筆を利用している。後者については、延宝八年（二六八〇）に和田明神の正体（蛇）が現れた記事（五十七丁表）などがあり、典拠である「南惣会所古記」のような地元の資料や、地元の伝聞に拠って作成されたと考えられる。

作中、年代が判明する記事で最も後年のものは「天明四」年（一七八四）

鷹見保具『雨粟記』

四月に餓死した人物の辞世であるが、保具は当年の閏正月に死去している。^(五) 本記事について、他記事と比較して筆跡に明らかな異同はないが、後人による加筆の可能性を含め、成立時期については課題が残る。ただし、本書は鷹見家に伝来したものであり、加筆者についても保具周辺の人物である可能性が高いといえよう。

書名は、「昔者蒼頡作_レ書、而天雨_レ粟」(『淮南子』八 本經訓^(六))に由来すると考えられる。中国の伝説上の人物、蒼頡が文字を作った時に、天が穀物の雨を降らせたという故事である。縦二・八センチ×横一六・八センチ、袋綴、六十二丁(うち墨付き五十九丁)で、遊紙が表紙の後と末尾に一紙ずつあり、末尾遊紙に「鷹」字が記入されている。

本書の紹介により、近世の兵庫津という地域社会の中に生きた人々の読書状況や思考、文化的営為の一端を明らかにできればと考えている。また、近世随筆の読者層という問題に対しても、出身が明らか

読者の一例を提供したい。

◎凡例

- ・一部固有名詞等を除き、通行の字体に改めた。
- ・丁替り箇所を「」で示し、丁数は「○丁表」「○オ」、「○丁裏」「○ウ」と示した。例…二丁表Ⅱ(1オ)
- ・本文に挿入すべき傍書は、本文に入れ込んだ。
- ・本文には適宜読点を付し、改行を行った。
- ・付箋は、「(付箋「付箋内の文字」)」と示した。
- ・虫損は□で示し、判読不能箇所を■で示した。抹消された文字は、左にゝを付して示した。誤記、意味不明な場合は、右に()を付して正字を示すか、(ママ)を付した。

- 一 『雨粟記』は、『目録』史料番号Ⅰ―一九。
- 二 「鷹見氏士族に復籍願」(明治三十一年〔一八九八〕十一月十四日、『目録』史料番号Ⅰ―一四―一及び『文獻』一四―一号)
- 三 『神戸市史』別録一(神戸市役所、一九三七、初版一九二二)「近世人物列伝」、「鷹見保具六十賀和歌集享」(明和六年〔一七六九〕、『目録』史料番号Ⅰ―一七)。保具の和歌については、落合重信『神戸和歌史』(上崎書店、一九四二)に詳しい。

- 四 「安田正造氏所蔵文書」(『神戸市文獻史料』五(神戸市教育委員会、一九八三)二七七号「元禄五壬申年之岡会所に有之古帳写」中に引用された「延宝八申年南浜万覚帳」に、若干表現は異なるが同内容の記事がある。
- 五 「請取月牌之事」(天明五年〔一七八五〕四月二十二日〔建立〕、『目録』史料番号Ⅱ―三七―五)
- 六 『淮南子』(新釈漢文大系)

【翻刻】(付箋「雨粟記」、「十四」)(表紙)

牛馬間

中華の詩賦、印土の陀羅尼、大和歌、いつれも人の心をもとゝして作れる文の道こそたふとけれ、凡世にありあふ事の、よきをぬきあしきをぬき、さゝれ石のいはほとなるよにもくちぬは、あやしきたからにもまさりたりけり、こゝに鷹見保具主

一ウニコウルハ蜜語ナレバ文字ナシ、且亦ウニコウルトハ角ト云フニテ、牛ノ角モ鹿ノ角モ皆ウニコウル也、今世上ニ価貴クモテハヤス物ハ、アノ方ニテエンホウルト云物也、ウニコウルハ角ノ」(2才)

俗語志

一一花草ノコト、津国^(能)縷勢ノ郡宿野邑宿野権現ノ境内ニアリ、茎二三寸、葉ハ蔦ニ似タリ、小寒ニ葉生シ、立春ニ花タチマチ開ク、白梅ノゴトシ、一茎ニ二花ホコロブ、夏月ニ入テ朽枯ル也、地カワレバ生ゼズ、名ヅケテ二花草ト云也

具原先生大和巡リニ出

多年敷島の道に心をよせ、人の交り広ければ、珍らかなる跡見つ聞てむも又おとし、むかしの事」(1才)

惣名也トシルベシ
一俗ニ蘭奢待ト云文字ニ東大寺ト云文字、則中ト冠トニ有ト云、蘭ノウチハ東ニアラズ、東ノ字ナリ

一吉野ノ奥、音無河ト云ハ、清明ガ滝ノ流也、此河上半月ハ下流ニ水ナシ、下半月ハ上流ニ水ナシ、コレ奇異ノ事也」(3才)

今の事迄もちくいち筆にしるすに、一小冊子となり

一蘭奢待ノ本名ハ黄熟香ト云 内裏ニテハ白菊ト

新聲

けらし、上は天の下しろしめすより、下も賤山かつの俚言も残さずしるし、雨粟記となつて侍り、巻のはしにふたつ三つ書そへよといふ、予ものまなはねは、ことつたなけれど、いなみかたくて南無

称ズ、歌ニ
タグヒアリトタレニカイワン末句フ秋ヨリ後ノ白菊ノ花
亦細川家ニテハ初音 伊達家ニテハ柴船

一能登国^{カス}鴉島 酒屋与三兵衛家ノ棟札ニ、歌アリ霜柱氷のたるき雪のけたする墨までも^{下の七文字不見}
此手跡ハ、弘法大師真筆タルコトマギレナシ

浪花隠士由有子書

秋蘭語

(1ウ)

一勅筆 勅書^{チヤウシヨ} 詔書ハ大内記詔勅ヲ奉テ書ク也、

天子之御筆ハ宸翰^{シンカン}ト云 震ノ字ハアシ、

雨粟記

撰西兵庫鷹見謙斎誌

(2ウ)

一信州高遠ノ藤澤作右衛門下人、冬ノ日薪ヲ切節

秋蘭語

慶長日記

奥山の朽木にこもる郭公夏を待てやねには鳴らん

一日本ニテ大部ノ書ハ秘府略也、天長二年滋野貞主奉 勅、諸儒ト任ニ撰ズル所千卷ト云、今ハ絶タリ

一房州ニ異木アリ、初春ニ梅花ヲ開キ三月ニ至テ桜ノ花ヒラク、梅ハ八重、桜ハ一重也

一日本ノ源氏物語ノルヒハ、中華ノ金瓶梅ト云書

二似タルヨシ

一続日本^(能)記四 和銅四年之文ニ米八升錢一文トアリ、^(省)九^(省)十六^(省)文ニハ五石七斗六升也、錢ノ貴キ事限

リナシ

秋齋語

一室町殿日記曰

一中間衆之木綿三十五疋買取、御役船彦三に上せ申候、可有御請取候、こつま木綿は、今ほと一疋に付壹匁六分七厘の売買にて候、是もこつまにおとらぬ木綿にて候、壹匁三分つゝにて候間、其御心得可有之候

一御女房衆はした衆切米十二石売」(4才)

払可申由、被仰越候、此比兵庫の売買、壹石に付六匁三分五分のよし、すいたや新左衛門申候、其御心得可有之候

十二月二日

林甚五郎

岡村忠右衛門殿

佐野権助殿

飯尾五左衛門殿

右ハ天文九年ノ一、凡百年ホドハ高下ナシ、寛永ノコロヨリ木綿一疋六百文位、元禄ノコロ米一石代百目木綿一疋一貫二百文、其後米七」

(4ウ)

八十目少ツ、高下ニテ、ワヅカ時代ヲシウツリテカワリ来レル事也

牛馬間

一政常ノ小刀ノ目利ハ、正銘ナルハ生鰯ノ上ニ置

ニ、鰯ノ油シセント小刀ノモトニワキ出ルヲ正トス

右同

一日本黄鰯、黄鳥、鶯ノコトキ文字、ウクヒスト訓ズルヲ、大ニ非也

右同

一楠ノ字クスノキト訓スルヲ非也、樟ノ字也、氏ノゴトキハイカン任スルヲナシ、長谷川、長谷寺ナト、和訓、長谷ノ字ニハセノ訓ナシ、大和ノ初瀬ニ長谷寺有ルニヨツテ、人ミナ字音ヲイワズ、初瀬デラト通称セリ、土俗ノ言葉世々伝リタル也」(5才)

右同

一古代ハ一国ヨリ一人ツ、采女ヲ内裏ヘ献シ也、仁明帝ノ前後ニハ小町ト召タル者六十四人アリ、此采女ヲ后町ノ中ニ置タマフニヨツテ、皆ミミ小町ト呼タル也、其人之宮仕ヲ止メテ古郷ニ歸ル、身マカリタル墓ハ大カタ小町塚ト云、美濃尾張ノ間ニサヘニ三ヶ所アリ、ナベテノ小町ヲ一人ト思ヨリ紛タル説多シ、実方朝臣陸奥ニ下向ノトキ、ドクロノ目ノ穴ヨリ薄生出テ、秋風ノ吹ニツケテアナメミミノ歌ノ小町ハ、正澄カ娘トナリ

文屋康秀ガ三河掾ト成テ下リシ時、身ヲウキ草ノ根ヲタヘテサソフ水アラバトヨミシハ、高雄

国分ガ娘ノ小町ナリ」(5ウ)

思ツ、ヌレバヤ人ノ見ヘツランノ歌 業平ノマヒノ袖ナド云シハ、出羽ノ郡司小野ノ良実カ娘ノ小町也

(願世)

高野大師ノ逢タマフ、壮ナル時ハ幡幔モツ任甚シ、ヲトロフル日愁嘆猶深シト答シハ、常陸国玉造義景ガ娘也、一人ナラズヨツテ時代其外コトナルヲナシ、中ニモ良実ガ娘ノ小町ハ美人ニテ、和歌モスグレタレバ高名ナリ、ヨツテ一人ノヤウニ伝ヘ来ル也

右同

一源三位頼政ノ辞世、むもれ木の花咲こともなかりしの歌、俗ニ埋木ト心得朽タル木トスルハ誤なり、無花果、和名ムモレギ、一名イチヂク、俗名トウガキト云也、此木花咲ヲナシニ実ヲムスブ、其実秋ニ至リ腹サケテ」(6才)

赤シ、ケダシ、此モノヲカルノミ

物茂卿ノ書ニアリ

一詩ハ、春風ノ吹来ツテウラミシク花咲テ、天ネント富貴ナルヤウ有之ヲ肝要トス

俗諺

一和歌ハイカニ読ベキヤト長能ニ能因ガ尋シニ、山ふかみ落てつもれる紅葉はのかはける上に時雨降也

カタノゴトクヨムベキト長能力申シ也、長能ハ能因ガ和歌ノ相談相手ト也

大東世語

一藤悪^(通)相為家曰、作歌之、心如過^レ独^リ木橋^ニ方^テ其撰^テ思專不^レ墜^ニ左右^ニ」(6ウ)

右同

一黄門藤為輔

曰。人故^{ヨリ}応^ニ如^ニ張^ル設^{スル}屏風^ヲ小^ク有^ニ屈曲^ニ、亦以^レ此立^ツ。而自不^レ失^ニ嚴正^ニ若^シ經^テ欲^セ方正^ニ則倒^テ且^レ不^レ作^ニ事^ニ、人以為^ニ徳^ニ言^ト、

一黄石公圯橋所授子房ニ書ハ三略ニアラス、素書也、物茂卿ノ注アリ

張天覺ガ了間スルニ三略ニアラス、此素書

ヲ、黄石公ガ張良ニサツケタルト也」

(7オ)

間語

一のら猫の歌

仲正歌

夫木集

まくすはら下はひありくのらねこのなつきかた
きそいもかこゝろに

同

一檣原之歌

曾根好忠

方与集

あたこ山しきみか原に雪つもり花つむ人の跡た
にもなし

同

一竹取物語 ウツホ物語 世継物語 弥世継物語^{イヤ}

続世継物語^{大體世云} 増鏡 栄花物語

狭衣 水鏡 伊勢物語」(7ウ)

已上ヲ 十語ト云

徒然草 枕草紙 四季 御節之記

御湯殿記

已上ヲ 五草ト云

十語五草トテ嫁入ノ具也、集棚^{ジミナ}ニカザル也、飾
ヤウニ小笠原ノナラヒアル也

同

一鉄ヲヌク薬、権法^{ケンポフ}散ト云妙薬アリ、鉄ノヌケザ
ルニ用ユ、蠟螂ノ乾干ヲ細末シテ、鉄ノヌケサ
ル口ヘ少ヌレバ、鉄ノ頭少シ出ルヲ、釘貫ヲ以
テヌク也、妙也、ウタガフベカラズ、コレ高坂
弾正ノ家ノ秘法也」(8オ)

同

一延喜式ニ曰 天井ト 承塵^{セウジン}ト 分テアリ
組タル木^(ハ)□天井 ナラベタル板^{イタ}ハ 承塵ナリ

世事談

一印籠ハ元来印判印肉ヲ入ル具也、薬ヲ入ルハ薬
籠ト云、今箱ニヤロウ蓋ト云ハ、薬籠ノ蓋ヲウ
ツス故也、近代薬ロウト印ロウト取チカヘタル
也

同

一風呂敷之事 元ハ風呂場ニ敷テユカタ同前ノモ
ノ也、今物ヲ包ヲ風ロシキト云、ヨツテ風呂場
ニ用ユルヲ、湯風呂敷ト云也

同

一西瓜 寛永ノコロ琉球ヨリ薩州ニワタル、嘉慶
ノコロ渡ルトモ云 中絶力」(8ウ)

同

一甘藷^{サツマイモ} 元録^(録)ノコロ琉球ヨリ薩州ヘ渡ル

同

一南瓜^{ボウワ} 元和ノコロワタル、京ニハ延宝ノコロヨ
リ種ヲウユル

同

一鉄砲 弘治元年、南蛮ヨリ氏宇志俱智ト云人琉
球ヘ渡リ鳥嘴銃^{テツホウ}ヲ造ルヲ教ユル、琉球ヨリ薩
州種子ケ島ニワタル、同年三月京ニ入り、義
輝公ヘ献ズ、尤術ヲ伝フ、佐々木義秀ニ命シテ、
江州国友村ニ住サセラル、則百貫ノ地ヲタマフ
手也、朝鮮ヘハ日本ヨリ渡ス、朝鮮ノ柳相国ガ

〔巻末〕
微忠録二曰「(9才)

日本天正十八年三月、対馬太守ヨリ孔雀ト
テツホウ
鳥嘴銃ヲ送ラル、吾国ニテツホウ有ハ、此時
ヨリ始ルト記セリ

世事談

一 挟箱 ハサミバコ 信長公ノ時ヨリ始ル、昔ハ挟竹トテ竹
ヲ割テ衣類ヲハサミコレヲ用ユ、挟竹ノカワリ
ナレバ、則ハサミバコト云 対挟箱ヲ行列ニ立
ルハ 秀吉公ノ時布施久内始ル

右同

一月代ヲ刺事、鎌倉北条ノ執権ノ比ヒ云コト、信
長公ノ時刺刀ハ始ルト云、北条時代ハ髪ヲ拔シ
也、信長公ノ時ヨリ、世上一トウ二月代ヲソル
トナリヌ

後小松院通成寺の記にありとなむ

一 まなこの庄司か娘の歌に安珍かへし」(9ウ)

むすめ十三歳のとき

前のよの契りのほとをみくまの神のしるへも
なとなかるへき

安珍かへし

みくまの神のしるへときくからに猶行するの
たのもしきかな

牛馬間

一 源九郎義経吉野ヲ逃レシ時、名ヲ義行ト号セリ、

鎌倉ヨリ尋求ルト云ハ、行方ヲシラス、時二大
夫人道申テ曰、義行ハ其訓ヨクユク也、ヨクカ
クル、義也、ユヘニ今ニ不知、同音ヲハハカル
ベシト申、其ノチ」(10才)

鎌倉ヨリ義頭アキラト呼セケル、依テ義経

義行 義頭 一人ノ名也

一 甲斐信玄之歌

人ハ城人ハ石垣人ハ堀ナサケハミカタ敵アタハ 敵ナリ

牛馬間

一 宗祇、石山にまうて、螢を見て

うきくさに火を埋たるほたるかな

童子側に有て日死ほたるなるやといふ、宗
祇おどろきて」(10ウ)

池水に火をうつなみのほたるかな

此童子イカナルモノゾ

右同

一 信州碓氷ニテ、作者不詳

八万三千八 三六九三三四四 一八二

四五十二四六 百四億四百

二三四之歌 定家卿

たなはしのみしかきほとそしられけり

駒のあしなみ二三四

一 車屋道説堺ノ人金春大夫弟子トナリテ、音曲ノ

達人也」(11才)

一 喜多長能ハ、堺桜町ニ居住ス、所伝ニ云、長能ナガヨシ
字ハ七大夫、父ハ医師願慶家ニ武勇ノホマレア
リ、則堺ノ津勘大夫ニ習始テ、踏舞ノ妙ヲ得タ
リ、是則今ノ喜多七大夫始祖也

新嘉聞集

一 熊坂長範、盗賊ノタメ高野山ニ登リケルニ、思
ノ外ニ菩提心オコリ、後世ノシルシニトテ、向
齒一枚打カキ、骨堂ニナゲ入テ一首ヲ詠

高野山嶺ノあらしははげしくて此齒は残れ跡
のかたみに

井野抄

一千載集ノコロ、西行ハ東国ニ有ケルガ、勅撰ア
リト聞テ、上洛シ侍リケル道ニテ、登蓮法師ニ
逢ケリ、勅撰ノ」(11ウ)

事ヲ尋ケルニ、ハヤ披露シテケリ、御歌モアマ
タ入タリト申ケリ、鳴タツ沢ノ秋ノ夕暮ト云歌
入タリヤト問フ、見ヘサリシト登蓮答シカバ、
見テ要ナキ集ト申、亦吾妻ヘ下リシトナン

逢坂山マテ来リ直ニ東国ヘ
下リシト云

右同

一家隆ハ、〔秘〕蓮力智也、相具シテ大夫入道和歌門
弟ニナリキ、禅門曰、此仁未来ノ歌仙タリ、見
参ノ度ニ難儀ナト云フヲ問ズ。イツモ歌ヨム
ベキ。マサシキ心ハイカニト侍ルベキソト云フ
ヲ問

和歌作法抄

一和歌会ニ用ヒル□ 文台ハ 一尺五寸ニ二尺五寸ノヨシ。短尺ニ古歌ヲ書テ送ラハ 返歌ニ新
歌ヲ書ヘカラズ、同シク返歌ニモ相応シタル古
歌カクベシ」(12才)

一貞徳ノ曰、富士ノ雪、近年ノ連歌ニ常ノコトク
消ルヲ春トシ、初雪ヲ冬トスルハアヤマリ也、
誹諧ニハ雑也、初雪モキユルモトモニ夏也、宗
祇、宗長モ雑ニセラレシハ也。定家、家隆ノ時
代ハ、万葉ノ歌用ラレズト見ヘタリ、赤人、田
子浦ニノ歌ヲ、新古今冬ノ部ニ入ラレタリ

万葉集ノ三

富士の根に降つむ雪は水無月の望の日きえて其
夜ふりけり

此歌虚言ニスベキ道理ナシ

一雪カ曰、梵灯庵ノ袖下抄ニ曰、富士ノ雪ハ

雑也、亦、兼載式ノ百四十六首ノ中ニ

四方山の雪は冬にて不二の根に降は雑とそしる
へかりける」(12ウ)

亦新撰菟波集夏ノ部ニ宗祇法師

年ヲヘテハ山サヘ高クナリヤセンケヌカ上ナル

富士ノ初雪

此集ハ、後柏原院御宇、宗祇法師、詔アリテ撰
シラレタリ 紹田、昌叱ナトノ、新古今ヲ見ア

鷹見保具『雨粟記』

ヤマリタル也

世事談

一茶之湯 茶礼ハ 東山義政公ニハジマル、此礼
ハ貴賤ノヘタテ武士モ無力ニテ、ヒザヲ交ヘ信
ヲ語り、誠ノ和也、茶ハ禅家隱遁ノ体ヲ摸シ、
質素閑静ヲ学ヒタルモノ也、ヨツテ宗匠タル人
ヲ和尚ト云

右

一先生 先生ハ徳菡アツテ人ノ師タルヲ」

(13才)

云、師ハ父兄ノゴトシ、故ニ先ニ生ル、ト云、
物習フ人ヲ弟子ト云、依テ弟子ト云也

俗諺ニ出ス

一津国有馬郡名塩邑ノ谷川ニ魚アリ、カタチ鮠ニ

似テ、白キ筋糸縷ノコトシ、ヒレヲウゴカセバ、

金銀魚ノ光リ有 縷魚ト云

牛馬間

一鍛冶十一月八日、稲荷ヲ祭ル事ハ、ムカシ三条

小鍛冶宗近剣キヲ造ルニ、稲荷山ノ。ネバ土ヲ

取テ刀ヲヤクニ、最スクレタリシユヘ、此埴ヲ

トルノ神恩ヲ謝スル為、此神ヲ祭ル、時々」

(13ウ)

イナリ山ヘマウデタリシ其遺風也、俗説ノゴト
ク、狐ノ合鎚ニテ刀ヲ造リシ事、タヘテフケヒ

ノ妄言也

右

一鼠来新左衛門ト云シハ、泉州堺ノ韃師也、車
口(付箋「輕口ナラン」)頓作ノ名人ニテ、常々
秀吉公ノ御伽ニ出ケル、或時御前ヘ走り出テ、
只今不思議ナル事ヲ見ル、御門前ニテ故瓜ガ真
桑瓜ヲ喰申ソロト申、亦例ノ空言ナリト御笑有
シニ、此「サラミ偽ナラズ、早ミ余人ヲツカ
ワサレ、実否ヲ聞シ召サレ候ヘト申ニヨツテ、
人ヲシテ見セシメタマフヘバ、薪売ガ真桑瓜ヲ
喰テ居タリシト也、是時ノ一興ニハナルベケレ
ト、カヤウノ希有ノ雑談ハ不古ノ兆」

(14才)

ナリ、国君ノ耳ヲ。オドロカスト、人臣ノ慎ム
ベキ事也

慶長日記

一此ゴロタバコト云物、時行南蛮ヨリ渡ルト有、

コレ本朝ニテ、タバコノ名目書ニ載ノ始リナル

ベシ、唐土ニテモ、明ノ万曆ノコロヨリ始リ、

崇禎年ノ間甚シカリケレハ、禁セシ事アリキ、

其後マスミ盛也、一名淡芭菰。亦淡婆姑トモ書。

一名返魂草。一名澹不帰。一名煙花。一名煙草。

一名想思草。一名淡肉果。細ク切タルヲ金糸煙。

亦返魂煙ト云、朝鮮人ハ緑南草。亦ハ南葦草ト
云、コノモノ南蛮」(14ウ)

国ヨリ出ツ、淡婆姑ハ南蛮国ノ人ノ名也、此女
瘵ヲ患ルヲ久シ、此草ヲ服シテ治ス、故ニ名ト
ス 結髪居別集ニツマビラカ也

一つれ／＼草を兼好自編のやうに思ふ人多し、然
らず、是は兼好かわらは、命松丸といひしもの、
後に今川了俊に仕へたり、了俊、或時命松丸に、
兼好か歌など残る物も有かと問れしに、多くは
庵のかべをはられてさふらふ、こゝにも候へと
も、記念に重宝いたし申候と語ければ、尋させ
よとて、吉田の感神院へは」(15才)

命松丸をつかはし、伊賀の草庵へは、伊与太郎
光貞ヲつかはし尋しに、歌は伊賀の草庵にて、
漸五十枚ばかり集ぬ、今の徒然草は、吉田にて
多くは壁にはられ、又は経巻などをうつせしも
のゝ裏などに、書捨有しをとりて来りぬ、それ
を了俊、命松などゝ取揃、亦命松か許に有しを
も集め、一冊草子二冊とはせり、此とき題号な
きゆへ、発端^{ホツタシ}の文字をとりて、徒然草と題せる
は、今川了俊にてそ有し」(15ウ)

新井白蛾曰、徒然草ハ雑説集ナレバ、誤事モ
アリ、亦取ニ不足説モアリ、然るに近代モテ
ハヤシ、牽強附会ノ理クツヲ催シ、コトミミ
シク註解ヲ書編シ、我不劣ト桜木ニ彫コソオ

カシケレ、兼好聖人ニモアラズ、一言一句何
ノ事々来歴ヲ踏テ味ヒ深長ナラン、唯偶然ト
シテ似タルモノ有ノミ

牛馬問

一神祖^{家康}、遠州高天神ノ城ヲ責タマフ時、打死
ノ者^遊氏首実検アソバシケル中ニ、年ノコロ十六
バカリナル首ノ、ウス仮粧^{ゲシヤ}ニカネ黒ク、長ナル
髪ヲ結タレバ、サラニ男女ノシヤベチ知ザリシ、
神祖仰ケルハ」(16才)

眼ヲ明テ見ヨ、瞳^{ヒトミ}ヲカヘシテ睨^{マツタ}ノ中ヘ入テ、白
眼バカリ見ヘタルニ於テハ女也、瞳アキラカニ
見ヘナハ男ナルベシト、御教ニ任テ眼ヲ開キ見
ルニ、瞳ノアキラカニ見ヘケレバ、男ニゾ定リ、
亦其後相シレタルニ、栗田刑部カテウアヒノ小
姓ニ、時田鶴千代ト云シ、筋目モヨロシキモノ
ニテ有ケルト也、誠ニ可恐ミ
一日本ニテ、女ノ齒ヲ染ル事ハ、必ス婚禮定リテ
ノ事也、黒キ色ハ変ゼサル故ニ、夫婦ノ間モカ
ワルマジキトノ儀也、上代ニハ武人モ齒ヲ染シ
也、忠臣二君ニ仕ヘズト云心也

イモウ
彝用集二見ヘタリ

(16ウ)

一為明卿御詠草
おもひきや我敷島の道ならてうきよのことをと

はるましとは

是ハ京六波羅ニテ被詠候旨、太平記ニ具ニア
リ

右河州壺井八幡神社宝蔵ニ納ル

一太閤秀吉公北野大茶之湯ノ道具品々

右同社ニ納メアルトナン

一おなし文字のなき歌とてよみ侍ける

新勅撰物名

二条太皇太后大式

あふことよいまはかきりとの旅なれや行末しら
てむねそもえける」(17才)

一経盛卿の福原の山庄にて寄松恋といふことを

平忠度朝臣

新勅撰恋三入

たのめみつゝ日数つものうらみてもまつより
外になくさめそなき

一吉野 実城寺ハ蔵王堂ヨリイヌイノ方三町ホト

ニアリ 寺領三百石 里民ハ御屋舗ト云

後醍醐天王 村上太玉、二帝五十六年皇居ノ地也

一夷人ハ、松前ノ城主ヲカモイトノト云 日本人

ヲシヤムト云、夷人日本ノ船ニ乗ヲリザル時〇、

ヲマンヤカタト云バ、コトゴトク船ヨリヲリケ

ルトナン 越前ノ人ノ物語也」(17ウ)

秋蘭語

一芦手書といふことあり、源氏物語、大和物語な

とにあして歌絵とありて、歌の心を半分は絵に
書、半分は文字にかく、たとへは。梅の枝をか
き、仮名にて袖と書、袖を一つ絵に書、ふれし
句ひと字にかき。又春やむかしのと字に書、月
を絵に書。とはゝやと字にてかく、かやうのる
ひを云也、逍遙院どの五月雨の記にも、香包は
必あして書にすへしとかゝれたり

一体用ノ事諷ト云バ、体ニテウコカズ ウタフト
云ト用ニテウゴク」(18才)

一貞享二年六月二十七日、豊後国佐伯ノ海ニ光り
有ニヨツテ、浦人水中ヲサグリ求メテ、一尺七
寸ノ仏像ヲエタリ、其セナカニ銘アリ

銘曰

明万曆丁酉二十五年季夏吉日庭

塔本里參政王叔果同妻陳氏項師

古今衆雅抄二出

一ヤマブキハ餘醺也、款冬アヤマリ也、本草ニ款

冬ハ落也、朗詠ニ、款冬誤綻暮春風清慎公餘
臘ヲヤマツ
「(18ウ)

一以レ徳勝^レ人^ニ者^ハ昌^ヲ 以レ力^ヲ勝^レ人^ニ者^ハ亡^ヲ

一林道春ハ、京都酢屋亦三郎トイウ人也

一唐崎ノ松、枯ナントセシニ、勅使ニ行タマヒテ

中院通茂公

からさきの名をおしまは此松のふたゝひ青き

鷹見保具『雨粟記』

みとりともかな

一伊豆国加茂郡河内山堂ニ、頼政、蒲前ト二人ノ
木像アリ 蒲前此所ニ引籠リ、行ヒケルトナン」
(19才)

奥州壺之石文之写

去京一千五百里

去蝦夷国界一百二十里

多賀城

去常陸国界四百十二里

去下野国界二百七十四里

去韃靼国界三千里

西

此城神龜元年歲次甲子按察使兼

鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣

東人之所置也天平宝字六年歲」(19ウ)

次壬寅參議東海山節度使 四

位上仁部省卿兼按察使鎮守

將軍藤原惠美朝臣朝獨修造也

天平宝字六年十二月一日

秀吉公御茶道具之目錄

一青楓 一長そろり 一にたり 一鏑カフラなし

一鐘之絵 一内赤盆 一七ツ台 一尼崎台

一白天目 一紹鷗天目 一荒身茶杓 一芋頭

一珠徳茶杓 一象牙茶杓 一ほうろく釜

一瓢簞」(20才)

一紹鷗茄 一そろり花入 一かね蓋置

一杓立桃尻 一縁桶 一御釜こあられ 一朝山

一紹鷗こぼし 一五徳蓋置 一備前筒花入

一四十石 一井戸茶碗 一せんかう香炉

一新田肩衝 一乙御前 一志賀 一めんはく鑿

一胡桃口茶杓立 一かめ蓋 翻 一かねの水箱

一やせかけの天目 一折ため茶杓 一虚堂墨跡

一細鎖

利休道具

一烏丸香炉 一ならしは 一雁之絵 一尻ぶくら

一捨子葉茶壺 一せめひも釜 一銅之鎖

一ぬり天目」(20ウ)

一高麗茶碗 一竹の蓋置 一折ため茶杓

一蛸壺水翻

宗及道具

一尼子天目 一なてしこ 一初花 一枯木

一入道蛛釜 一高麗茶碗 一折ため茶杓

一竹之蓋置

宗久道具

一月之絵 一松花葉茶壺 一しき肩衝

一祖母口釜 一ときん茶碗 一竹ふた置

一三島茶碗 一折ため茶杓

世事談

一苗字^{メウジ} 室町殿時代始ル、ソレマデハ住所、或ハ領地ノ所ヲサシテ云 親子ニカワリアル也」

(21才)

右同

一一里塚 正親町院天正年中 信長公時代始ル、地ノ三十六禽ヲ表シテ、三十六丁ヲ一里トス、尤諸国ニツカシム大昔ハ六丁一里也、鎌倉ノ七里ガ浜ハ四十二丁アリ

一山崎宗鑑ハ妙喜庵ニ住^{義尚公侍従也、俗名志那弥 部範水ト云}

西三条実隆公御句

宗鑑が姿を見れば餓鬼つばた

のまんとすれと 夏の沢水 宗鑑

蛇に追れていつちかへるらん 宗長」(21ウ)

一釈ノ温故ハ堺北材木町ニ居ス、所伝ニ云日蓮宗

ノ僧、妙国寺境内ニ住侶ス、中将某ノ達人ニテ

高名ナリケレハ、於 禁裏賜^ニ法橋^一、世ニ名人

ノホマレアリ

夜之壘ニ出

一ト部之書ニ、神代ノ文字一万五千六百七十九字

アリト伝ヘケレト、残レルハワヅカ二十八字、

ソレサヘ梵字カンジノタグヒナリ、

天武帝十一年三月、境部連石積等ニ命シテ、新字

一部四十卷ヲツクル、コレミナ漢字ニナソラヘタ

ル和字ナリ、或ハ榊磨杜柏^{モリサツナギ}嘸^ミ枕^{マク}」(22才)

噂^{ウワサ} 咄^{ウタ}拐^カ風^{フウ}申^{マウ}ナドノ字、今モ用テ忘レズ

一安芸国厳島奥院^{ミセン}弥山^{ミヤマ}鐘ノ銘之写

伊都岐島

奉施入 建立聖人永意

水精寺

治承元年^{丁酉}二月日右大将平宗盛^{施主}

世事談

一茶湯之事^{チヤトウ} 仏ニ茶ヲ供スルヲ茶湯ト云テ一物ト

ス、元来ニ物ニシテ、茶ハ茶ナリ、湯ハ蜜湯ノ

「也、別也、蜜湯米湯」(22ウ)

砂糖湯ト云

一後醍醐天王御宇製

(大僧正准) (正僧正准) (権僧正准) (法印准)

(大納言^ニ) (中納言) (参議^ニ) (少将^ニ)

(法眼准) (法橋准) (五位諸大夫^ニ) (凡僧准)

侍從^ニ 骨董録ニ出

一天正十六年 新タニ大判小判ヲ造ル

一慶長四年 一分判ヲ造ル」(23才)

一同六年 大判小判一分判丁銀豆板等ヲ改製

一津国河部郡山本邑ニ、木継大夫ト云者アリ、諸

木ヲ継ニ妙術ヲ得タリ、秀吉公大坂ニ召テ、

木ヲ継ガシム、竹木一枝ニ交継ト云ヘ氏、枝葉

栄ヘツト云コナシ

秀吉公感ジタマヒ、木継大夫ト呼シム

宝曆雜記

一国之名六ヶ国人句

越後屋か甲斐隠岐駿河丹後志摩」

(23ウ)

新舊蘭集

一日向国八幡ト云所ノ八幡社ニ釈帝石トテ、豎三丈横六七丈ノ大石アリ、上ヨリ下マテ七八分破

レアリ、朝日サシ入時見レバ文字アリ

昔有^テ靈鷲山^ニ説^ニ妙法華^ヲ今在^ニ正宮裏^一頭^ニ大菩

薩^ト世談ニハ、昔在^ニトイヒシカ氏、彼石ニハ昔

在有^トアリ

日向国ノ人ノ物語ニハ、今ハ大隅国トナリケル

ト也、今ハ文字明ラカニ不見、石上ニ社建テ神

体トスルト也」(25才)

一雨ヲ焼ト云題ニテ和歌ヲ乞ケレバ

宗祇法師

ほろ／＼と落る木の葉は時雨にて雨を焼なり山

陰の庵

一小町か歌之事

雲のうへはありしむかしにかはらねとみし玉た

れのうちそゆかしき

此歌小町か歌と謡に作入たれとも、範成民部

卿の歌と、愚問賢注六窓抄にあり」

(25ウ)

一長命之歌

長いきは龜(亀カ) ■ 小食朝起てひるはうごひてよ
るはひとりね

一京都島原遊君作詩歌曰

仏弘法僧斯説俗我壳身人祐キ

月影はよなく水にうつれともすかたもぬれす
けかれをもせず

一兼好古跡津国東生郡阿部野村ニアリ、兼好コ、

二仮居シテ民家ニ交リ遊ンテ、賤ガ手業ヲナラ
ヒ、筵ヲ打テ楽トスル事、シバラ」(25才)

ラクアリト伝語セリ

春見先生鶴語二出

一和歌も、古の人は皆実意にてよめる、後世は題
を設てよむ故に、おほく虚偽の詞なり

しら／＼ししらけたる夜の月影に雪ふみわけ
て梅の花をる

かやうの歌こそいとおもしろけれ、実境に対し
てよめる歌は、みなかくのことく僅になへ出
せは、すなはち其時の事想像せらる、和歌の妙
也、天地をうこかし鬼神を感せしむる事、此境
に有、今の歌はしからず」(25ウ)

此歌ハ四条大納言公任卿中将タリシ時ノ歌也
一鳥丸光広卿手尔遠葉之伝

山居 細川三斎御詠歌

庵ちかみ松吹あらし鳥の声都にかはるもにぬ山
のおくかな

庵ちかみ松吹のあらしも鳥の声ねも都にかは
る山のおくかな

新著聞

一兵庫湊川広嚴寺ニテ、貞享二年十月、壮夫自殺ス、
カタワラニ金千匹香奠ト書付」

(26才)

扇ニノセヲク、亦一対アリ、披キ見レハ、野夫
ガ遺骸コノ故院ニ葬ナハ、多生ノ鴻恩ナリ、方
丈ニ呈ス

詩歌アリ

ソノカミキ セシノチマタ (堆カ)
昔日義将戦死所 芳名推塚 旧ニ湊川ニ
タレカシル

誰知月ト默然ノ意 霜葉随レ風松籠煙
露霜の白きをおのか心にて今朝紅ひに染るもみ
し葉

守護ノ尼崎江訴シニ、検使来テ葬礼ヲ行、此人
ハ長国 毛利家ノ臣下、鳥沢丹助ト云シカ、意
白ト改名アリテ来リシ也、舎兄黒沢七郎兵衛方
ヨリ、月ヲヘテ使者方丈ヘ来リシ也」(26ウ)

新著聞集

一一条兼良公十二歳ニテ元服アリシニ、誰トモ知
ス怪シキ声ニテ、申ノ刻ノ元服カ

猿ノカシラニエボシキセケリ

ト聞ヘシカハ 良公ヤカテ

元服ハ未ノ時ノカタムキテ

一休和尚作ト云

吊人丸

元来歌道変化人身若非菩薩鬼身神

至今明石浦朝霧有島有船無其人」

(27才)

一志賀山越今ハ山中越ト云 山中村アリ 一条殿

ノ御家領ト云

一武者小路実陰公御詠歌

題ノの字

カタカナノノ字ノナリニ似タモノハ笹ノ葉ノ

絵ノ墨ノ一筆

一鳥丸光栄公御詠歌

題ノの字

まろきののの字のの字の世中の人の心のまろ
きのそなき」(28ウ)

一正徳五末十一月十四日江崎 安井仙角

先本因坊道知勝

レノ四 二三 八十六 ヨ十七 ホ十七 ヨ三

ハ五 八八 十三 ホ四 ル三 レ十六 タ三

ヨ四 タ六 ヲ五 タ八 レ十一 ニ六 ハ四
ホ八 ヘ五 ハ九 ロ九 ニ九 ハ十 ロ八_ロ
ロ十 イ八 ハ十一 ロ十_ノ五 二十_リ十七
ツ三 カ五 ル十七 ト十七_ル十五 ホ十八
二十八 ヘ十八 レ十三 ヨ十一 ヨ十三
タ十四 タ十三 レ九 レ八 タ九 ヨ八
ワ十一 ヨ十五 ワ十七 ワ十四 ヨ二 レ二
又五 又四 リ五 ト二 レ十四 ヨ十三
ソ十三 ソ十二 ソ十四 レ十二 ル十一_{ル十三}
ワ八 タ九 タ十 ヲ十 ヲ十一_(28オ)
ワ九 ヲ九 ヲ八 ル九 ワ七 ワ十 ヲ十_ミ
ヲ十 ヲ十一 カ八 ヲ四 リ十四 ト十五_ミ
ニ十五 チ十三 リ十三 チ十二 又十一
ホ十三 ハ十三 チ十 リ十一 チ十一 又九
ル八 又十七 ヲ十八 リ十六 チ十六 ト十六
ホ二 ヘ三 ヘ二 ヲ三 ヲ二 ワ二 ル二
ニ七 ホ七 ホ六 ヘ六 ホ五 ハ二 ニ二
ニ一 ロ二 カ二 ニ十九 ハ十八 チ十五
リ十五 リ九 ソ八 ル十八 ロ七 ハ三 ハ七
ホ七 ヘ七 イ二 ワ四 ワ五 ル七 又八
又十 ル十 ホ十二 ヘ十二 ホ十一 二十三
二十二 リ四 リ三 ツ八 ツ七 ツ九 ソ六
ソ十一 ル六 ル五 二十四 ヘ十三 ハ十九
レ七 ソ七 タ七 ソ二
ホ十六 二十七 ト六 ヘ七 カ十六 ヲ十六

ワ十五 ヲ十四 ツワ十四_ミ (付箋「ワ十三」)
ヲ十三 カ十三 ワ十六_ミ (28ウ)

カ十五 カ十四 タ五 レ五 ツ十二 又十八
又十九 ニ八 ハ七 ト七 ト五 ヘ十七 ヘ九
ホ十九 ト十九 チ十七 チ十八 ヘ十一 ヘ十
ト九 タ十五 ヨ十二 ヨ六 カ六 カ七
又十二 リ十二 ル十二 又十三 ル四 又三
ヲ十三 イ十 イ九 レ十五 ソ十五 タ十六
タ十七 タ十二 タ十一 ト十四 チ十四
ヘ十四 ト十三 カ十 カ十一 カ九 ト三
チ四 ト四 ナ九 終 二百三十一手

和歌作法ト云書ニアリ
一短尺ニ古歌ヲ書テ送ラハ、返歌ニ新ラシキ歌書
ヘカラス、同シク返歌ニモ相応シタル古歌書ベ
シ_(29オ)

幽斎口儀

一人丸 定家 実隆 此家時代カワレ
氏縁ミナ同シ
一武者小路実陰公江、アタゴノ大善院なりけり、
のとまりかやふにてはいかと尋ありしに、公
の答にとまるなり、その歌にてはとまらぬと
仰有、其歌
いにしへも今ははらて人の親の子を思ふみち
にまよふなりけり

一奉納法楽ノ、奉納ハ和歌ヲ納ムレハ、社内ノ
文庫ニ納テ一向拝見セズ、歌ハ写ニテ拝見スル、
サテ法楽ハ神前ニテヨミ上、アトハ神主方ニ置
ナリ_(29ウ)

亦ハ取カヘリナリ_氏
右

冷泉為村卿之仰ヲウケタマワル

一貝原先生之伝

七味香煎法

一和米_{タヒトフ} 炒_{イル} 四十目 一大茴香_{ウイキヤウ} 炒_{イル} 八文目

一橘波_{キツビ}リイルサ_{イル} 八文目 一薏苡仁_{ヨクヒニン} 八文目

一肉桂_{ニクキ} 式文目 一胡椒_{コシヤウ} 一文目

一山椒_{シヤウ} 白_{シラ}ラ去_イ 五文目

一湖月抄_{コゲツ}トヨムヘカラス 湖月抄_{コグワツ}トヨムベシ_(30オ)

南領子ニ出

一御当代ハ新拾遺集ノ風ヲ用ヒタマフ、古代撰集
ノ時モ、歌スグレタリト云_氏、当時ノ風ニアハ
ザレバ不入、古歌ニテモ風ニ叶エハ、入ラレシ
ト也

一桜町院御即位之節

大賞会国郡卜定 二月二十八日巳時

行事所始 九月二日 巳時

右御始定

大賞金^(校)検使「(30ウ)

三ツ焼、右両村ニ定ル

竹林院

玩貨多物ニ出

九品和歌之内ト云

西三条大納言公福卿

一公儀御物

一家隆卿懷紙 京

万里小路中納言植房卿

俊成卿定家兩筆

定家卿懷紙

糸屋良亭所持「(33才)

中山中納言采親卿

もしきの色紙

きよのり兩筆

行事弁

悠記^{ユキ}コレハ右欄保来ノコト

葉室左少弁頼要朝臣

古ひたしき

一休一行もの

人丸

近衛殿御所持

主基^{スキ}右高

鳥丸左少弁清胤朝臣

東野州宗祇兩筆

一休布袋畫贊「(32才)

一あしひきの

尾州殿

御奉行

庭田頭中将重熙朝臣

御掛物

壬生雷寛

紀州殿

伝奏

園前大納言基香卿「(31才)

後鳥羽院御自畫贊

三幅一對

一恋すてふ

同

鳥丸光広卿裏書ニテ

萱家

御供田両所

小堀遠州表具

一此たひは

水戸殿

禁裏御料

丹波国桑田郡 鳥居村

御歌書

俊成卿^{養務} 新勅撰^{定家卿筆} 家隆卿^{皇言}

一こぬ人を

同

右九月四日見分

伊勢物語^{定家卿筆} あせう集^{定家卿筆} 兩筆

好忠

鈴木小右衛門支配所

長秋詠草^{定家卿} ひとつん集^{定家卿}

一ゆらのとを

松平肥前殿

近江国志賀郡 松木村

忠則百首 此百首のをくに、旅宿花之歌はり有之候「(32ウ)

惠慶法師

本願寺

右九月二日見分

一育王徳光禪師金渡シ之墨跡

一八重むくら

松平陸奥殿

三反歩縄張

御取次衆 土山駿河守

吉田家ヨリ 鈴鹿右近

此事ハ平家物語出タリ、小松内大臣殿

一立わかれ

貞信公

修羅職 高島宇太輔

同 内膳

育王山江金ヲ渡サル、其返簡也

忠岑

井伊掃部殿「(33ウ)

(31ウ)

一俊成定家兩筆水戸家御所持

一有明の

一瀬をはやみ

細川丹後殿所持

一瀬をはやみ

松平阿波殿

国郡卜定 八月二十八日昼

九品和歌之内下品上生

一瀬をはやみ

松平阿波殿

亀卜之事

一定家卿懷紙

崇徳院

是ハ二十八日、庭上ニテ亀ノ甲

京誓願寺内

一瀬をはやみ

松平阿波殿

陽成院

一つくはねの

権中納言敦忠

一あひみての

俊恵法師

一夜もすから

後徳大寺左大臣

一ほととぎす

小式部

一大江山

実方

一かくとたに

俊頼

一うかりける

式子内親王

一玉のをよ

右近

一わすらるゝ

藤原興風

一たれをかも

平兼盛

一しのふれと

和泉式部

一あらさらん

松平土佐殿

南部山城殿

酒井宮内殿

酒井河内殿

土井遠江殿

板倉主水殿

柳生十兵衛殿

岡田将監殿〔34才〕

成瀬集人^(マ)

犬千代殿内

本多安房

奥村河内

池田出雲殿

(ママ)

一あはれとも

後鳥羽院

一人もおし

俊成

一世の中に

義孝

一君かため

伊勢大夫^(マ)

一いにしへの

(34ウ)

本田内記殿

昌程

はいや

三郎右衛門

京万野

源兵衛

同

後藤庄三郎

万治^{庚子}四月^{乙亥}

右名實記小堀遠州目録之写ト申

骨董録三出 白石先生著

一阿蘭陀 七州アリ日本ヨリ一万三千里ホト

セヒラント クルウネケウ イタラキト

ケルトルラント フリイラント

ラウコルイセト

フランダ 七州庄商船来ル

新著蘭集

一信州上田ト云駄ニ田中ト云郷アリ、西行法師託^{タツ}鉢^{ハツ}シタモフニ、髪ウルハシキ女鉢米ヲマヒラセ

ケレバ、サテモカミヨキ鉢ノ米カナ〔35才〕

ト西行クチズサミタマフニ 女ノ答

カミヨクバ仏ヲステ、禰宜ニナレ

田中ノ米ノカミニメグレバ

一寛延三年三月二十八日入定

行年六十三

高野山人派之寺 法師宗真

墓所ハ御廟之前本多家墓ニナラブ

右ハ摩耶山本光院隆弁僧物語

元文ノ比

一日本ト清朝人数之事

日本当代人数凡二千四百万人トカヤ

(35ウ)

清朝当代人数凡六千二百万人トカヤ

同

一日本国惣城数之事

凡百十六ヶ城在之

一盜賊張本日本左衛門京都獄屋ニテ作ル

誹諧本句

同人諱名

くちおしやわれに梅とふ人もなし

一定家卿製作無^ハ紛^レ

詠歌大概 百人一首 雨中吟 未来記 毎月

抄〔36才〕

一往古堺東高須傾城町ニ、仏ト云遊君アリ、顔美
心バへ吝シク、詠^{ヤサ}和歌^フ常ニ樂器ヲモテアソ
ブ、一日彼ト交ル人、天女ノ影向シテ歡喜ノ心
極樂世界モ斯ヤラント、世ニ仏トヨビケリ、自
カラ惡之身ノ拙サ其名モ恐アリトテ、地獄トゾ
改名シ、専ラ仏道ニ志ス

一休和尚尋寄テ

聞シヨリ見テヲソロシキ地獄哉^{トラリケレバ}

往來ル人モ落ザラメヤハト連ネタリ

(36ウ)

一通茂曰、地下ノ歌多クハ意念ヨリ詠出スル故、
道ニ不叶、惣シテ歌ハ情ヨリ読出ス、歌道ノ正
体也 法皇御遷徙之時

池水久澄 後西院御製

いくちよとたえぬ流をせき入て行末遠くすめる

池水

同題ニテ 飛鳥井

雅直

行末のたえぬ流をせき入ていくちよ遠くすめる

池水

法皇勅曰、同シ事ナガラ、雅直意念ノ上ニテ是
ニテヨキト思フテ置ユヘ、歌ヲトレリ、意念トハ
初一念也、此初一念ヲハナレテ、ヨク^〱思案
スベシ」(37オ)

一 周情句ニ
句ヒヲモ色ニトラレシ紅葉哉

西三条実隆公此句ヲ御添削

句フトモ色ニトラレン紅葉哉

旅寄^三志ニ出

一エンシウ行灯 小堀遠州ノ御好ト云仁御好ニア
ラズ、伏見西岸寺ノ寺主任口伝ノ物ズキ也、連
歌誹諸ノ達人ナリ

新纂蘭集

一木村長門守、討死前日風呂ニ入髪ヲ洗、伽羅ヲ
タカセ、江口ノ曲、紅花ノ春ノ朝ト謡ヒヨネン
ナク、小鼓ヲウチ、次日討死ス」(37ウ)

此伽ラハ秀頼公ヨリ拝領蘭奢待ト云前日髪ヲ
ニ香ヲ焼シ女ハ、江戸ニテ木原意運トイウ外
科ノ伯母ニテ、老後マテ語りシト也

一伊勢山田相之山ニ、常妙寺ト云天台息宗ノ寺アリ、
此寺ニ吉田兼好法師ラク書アリ、ムカシハ腰板
ニテアリシヲ、今ハ天井ニアリトナン

ラク書ノ句

出生死娑婆入

涅槃

専念之定趣

大樂大財 吉田興禪山下野僧

常能堅固 一七箇月^〇參籠」(38オ)

一恋ニアラネ恋ノ部ニ入和歌
拾遺和歌集十五

恋五ノ巻頭

善祐法師なかされて侍けるととき

母のいひつかはしける

なく涙世はみな海となりならむおなしなぎさに
流よるへく

一 惡鬼入其身 日蓮上人之歌

心とはよこしまに降雨はあらし風こそ夜の窓は
うつ也

觀自性妄想 寂蓮法師之歌

そむきても猶うきものは世なりけり身をはなれ
たる心ならねは」(38ウ)

一柏手 文

ツ、シンテコヒタ、ヒスカツキ奉ル
謹讀再拜

高天原仁神 留座我皇孫尊於
以 諸神達於神集仁集神儀仁
議事依志給天我等加誤 犯誤
罪科 於彼 弘退天災 息命 延
賜患止畏 々 申 志笑 申須

京朝日宮増穂大和守伝

清輔廣義抄

一海手古良^{師氏大夫}曹蔭^{一書撰} 廬主^{増基撰}」(39オ)

春見生獨語三見

一漢土ニテハ、南北朝ノコロヨリ茶ヲノムヲ始レリ、唐ノ代ニ至テ世ニ盛ニ行ハル、盧全陸羽甚是ヲ好メリ、盧全ハ茶ノ歌ヲ作り、陸羽ハ茶経ヲアラハセリ、其時茶ハ、或ハ熱湯ニ瀾シ、或ハ煎、或ハ細抹トナスヲ抹茶ト云、熱湯ニ点シテ飲、コレ今ノ茶人ノ用フル茶也、或ハ細末ノ茶ヲ丸トナスヲ团茶ト云、コレモ熱湯ニ点シテ飲ム、点茶ニハ茶筌ヲ用ルヲ、今ノ人ノスルワザノ如シ、陸羽等カ茶ヲ煎シ、或ハ瀾スニハ水ヲ撰事、甚シ様ナルコトハ茶経ニ見ヘタリ、陸羽等カ茶ヲモテアソビシアリサマ、今ノ世ノ茶人ニ似タリ、陸羽カ同時ニ、常伯熊トイフ人モ、茶ヲ嗜テ、茶ノ道ニ精シカリケリ、李季卿ト云

(39ウ)

人丞相李適之カ子ニテ、其身御史大夫タリ、天子ノ使ヲウケ、江南ノ方ニ往キ、臨懷県ト云所ノ旅館ニ着シニ、或人常伯熊カ茶ノ道ニ達セル事ヲ云シカバ、ヤカテ伯熊ヲ旅館ニ請シテ、茶ヲ行ハセケリ、其時伯熊^黄ナル衣ニ黒キ帽子ヲ着、手ニ茶器ヲ持、口ニ茶ノ名ヲトナヘ、ネンコロニ用意シテ、法ノコトク茶ヲ煎ズ、側ニテ見ルモノ目ヲノゴヒテ、奇異ノ思ヲナセリ、茶煮タレバ、季卿ニ盃ス、リテヤミヌ、夫ヨリ江外トイフ所ニ至リテ、亦陸羽ヲ請シテ茶ヲ行ハ

セケルニ、陸羽野服ヲ着テ、茶具ヲ先ニ立テ往ケル、其法コトク伯熊ニ同シ、季卿茶ヲハ飲ケレ氏、此人ノシワザヲ見テ、イヤシキ事ト思ヒケレハ、従者ニ命シテ錢三十文^ニ(40オ)

ヲ陸羽ニアタヘシム、陸羽大ニハデクヤミテ、コレヨリ茶ヲモテアソブ事ヲヤメテ、散茶論ヲ著シケリトカヤ

一書籍之説

旧事本記^{紀カ} 十卷 聖徳太子ト馬子ノ撰

草稿也

古事紀^記 三卷 太安^{フツノヤス}鷹朝臣撰

右両書ハ神代ヨリ推古天皇ノ時マテヲ記ス

日本書紀 三十卷 帝王至^ニ凶 一卷

是ハ一品舍人親王之撰、元正天皇之勅ヲ受テ撰、日本書紀ハ^ニ(40ウ)

勅題ノ書ノ始也 天地開闢ヨリ神道王道神

胤帝統掌ヲサスガゴトク記タマフ

続日本紀 四十卷 <sup>官野朝臣貞道
右大臣藤原繼繩</sup>撰

桓武天皇之勅ヲ請テ、文武天皇ヨリ桓武天皇

マテノ事ヲ記ス

日本後紀 四十卷 左大臣緒嗣等撰

桓武天皇延暦十一年ヨリ、淳和天皇天長十年

マテノ記録也

イツノコロヨリカカ出来テ全カラス

近年垂加翁ノ門人、梨木三位祐之日本逸史ヲ撰、欠タルヲ補フ^ニ(41オ)

続日本後紀 二十卷 太政大臣藤原良房公奉^ニ

勅撰之

天長十年ヨリ仁明天皇嘉祥三年マテノ記録也

文徳天皇実録 十卷 右大臣藤原基経公奉^ニ

勅撰之

嘉祥三年ヨリ文徳天皇之天安二年マテ記録也

三代実録 五十卷 左大臣時平公奉^ニ 勅撰^レ

之

天安二年ヨリ光孝天皇仁和三年マテノ記録也^ニ(41ウ)

日本記ヨリ是マテヲ日本之六正史ト云

世事談

一瀬戸物之事 尾州瀬戸ニ陶家盛ニ作ル依テ、焼

物ヲ以テ瀬戸物ト云 焼物ノ物名トナレリ

右同

一奈良風呂 南都ノ宗善ト云者作ル也、黒赤二品

也土風呂也 亦知牟加羅ト云アリ、琉球ヨリ渡

ル、コレ亦珍トス、今琉球風呂ト云モノカ

新纂聞集

一南部信濃守殿国ヨリ石力雲藏トテ、身ノ長ケ七尺五寸、杉台右衛門トテ、身ノ長三尺一寸アル男ヲ連タマヒシ、雲藏ガ右ノ袖口ヨリ、台右衛

門^(四)入左ノ方ヘヌケ出ル、誠ニ遇不及ト云ベシ」
(42才)

右同

一山崎宗鑑ハ、近江源氏ニテ、佐々木ノ一族、志
那弥三郎範重ト云シ人也、尼崎ニ閑居セラレシ
カ後ニ、山崎ニ住タモフ、庵ノ額ニ曰
上客立帰 中客日帰 下客泊リカケ

ト有シト也

一日本諸宗寺数

天台宗 千八百寺

禪宗 壹万七千寺

真言宗 一万八千寺

法相宗 千二百八十五寺

(42ウ)

律宗 九百寺

浄土宗 十四万二千寺

法花宗 八万三千寺

遊行宗 六万七千六百寺

大念仏 千五百寺

西本願寺 四万五千八百寺

東本願寺 八万五千寺

高田宗 七千五百寺

仏光寺 八千五百寺

惣寺数合 四十五万九千四百四十五寺

一靈元院御製ノヨシ赤子ヲアイスルコトヲ

はえはたてたてはあゆめとおもふにそをのかよ
はひのほとを忘れて」(43才)

一後水尾院之御製といふ

皆人はうへに目かつきよこにゆくあしまのかに

のあはれ世中

一靈元院扇ニ書セタマフ御製

手にふるとこゝろゆるすな扇にもうらおもてあ
る今の世中

一同帝、武者小路実陰ヲ被召 勅曰、古歌ニハ、
梅桜風体同ヤウニ侍ル心持アルベキコナラント
テ、御製ヲ拝吟被仰付也 題梅
かぢけたる冬木の梅のいつくより春やかよひて
咲る一枝」(43ウ)

一後土御門院ヨリ、勅筆ニテ、契恋ト云題ヲ下サ
レ、詠出アリシトナン

東山殿

慈昭院義政公御詠歌

契恋

なをさりに人の契りし言の葉をまことになして
いかしたのまむ

一雪機和尚之事

雪機和尚ハ能書也、学^フ於文徵明之筆意^ヲ、授^ニ
関防印^一、伝^ニ於雪山^一、印^モ所与靈山道人伝^ニ
於広沢^ニ 江戸御先手細井次郎大夫

右見指徴字様」(44才)

雪機伝不詳 費隠和尚ヨリ黄檗隠元和尚東渡之
使僧雪機来朝トアリ

右木庵禅師録年譜ニアリ

一黄檗山世代

元 隠元隆琦禅師

二 木庵性瑫禅師

三 慧林性機禅師

四 独湛性瑩禅師

五 高泉道敦禅師

六 千呆道安禅師

七 悦山道宗禅師

八 悦峰道真禅師

九 靈源元脈禅師

十 旭如元昉禅師」

(44ウ)

十一 独文浄炳禅師

十二 晃堂浄昶禅師

十三 竺庵浄印禅師

十四 龍統元棟禅師

十五 大鵬如鯤禅師

十六 百痴元拙禅師

十七 祖眼元明禅師

再十八 大鵬如鯤禅師

十九 伯珣衍浩禅師

一和歌ニ君トヨムコ、近世天子ニカギルトナン、

古代ハサニアラズ

一和歌終ノ七文字ノ留^ソ。ツ。カナ留ハテニハ、
第一ノ伝授也、伝授ナクバ不可読ト也」

(45才)

一朝鮮人来朝之年号并大坂入之月日

寛永十三^丙年 十一月三日

明暦元^乙年 九月十二日

天和二^壬年 八月五日

正徳元^辛年 九月十六日

享保四^己年 九月四日

延享五^辰年 四月二十日

宝暦十四^{甲申}年 正月二十一日「(45ウ)」

○延享五年朝鮮人来朝之節

一正使通政大夫吏曹参議知製^ミ口叙啓禧

一副使通訓大夫弘文館典翰南泰耆

一從事官通訓大夫館扶^{校力}理曹命采

上々官 子淳朴^(マ)倉知^(マ)

李深玄^(マ)倉知^(マ)

大年洪倉知^(マ)

一上々官 三員 一上判事 三員 一書記 三員

一製述官 一員^{字士ニテ} 次上判事 二員

一良医 一員 一押物判事 四員 進物等荷物預リ

一写字官 二員 能書^一

(46才)

一医員 二員 一画員 一員 絵師

一正使軍官 七員 一從事軍官 三員

一別破陣 二人^驍 一馬上才 二人^驍

一理馬 一人^驍 一伴僮 三人^{三便係、後身、近キ人}

一騎船將 三人^{三艘、船頭}

已上 上々官ヨリ五十二員

一都訓導 三人 軍器預リ 一卜船將 三人^{船頭}

一礼草直^(兼) 進物掌領 一廳直 三人 掃除役

一盤瀚直^(兼) 一小事 十人

一小童 十六人「(46ウ)」

骨董録二出

日本国王之事

一異朝ノ書ニ、日本国王ノ事、鎌倉ノ頼朝ヲ以、
国王ノ始トシテ、京都代々ノ公方皆日本国王ト
シルス、其中ニ、鹿苑院ノ公方ハ、正シク明ノ^ミ
太宗ノ時、日本国王ニ封セラレシ、薨逝ノ後ニ
恭献王ト云謚ヲモ賜フ也

当時南朝ノ君臣此事ヲ論シテ、日本ハ小国ト云任開闢以來異朝ノ
爵ヲ受シコトナシ、義満力時ニヲヨヒテ、異朝ノ爵ヲ受臣ト称ス
ルヲハ、日本ノハチ也トノタマヒシヨシ記シタルモノアリ、誠ニ
コトハリ也ト申ベシ

其後亦明ノ神宗ノ時、豊臣秀吉ヲ以テ日本国王
ト封セラレシヲ、我モトヨリ日本国王タリ、異
朝封ヲ受ベキニアラズトテ、其使ヲ押返シタ^一

(47才)

マフ、此時ニ東照宮ヲ右都督ニ拝セラル、冠服
マテツカワサレキ、秀吉其封ヲ退ケタマヒシ
事、誠ニ日本ノ面ヲコシト申ベシ

朝鮮ノ書ニ記セシ所モ、異朝ノ書ニ同シ、但シ
其国王、我国王ニ贈レル書ニ、日本国王ト記シ
来リシハ、秀吉ノ時ヲ始トスベキ

一関東下向ノ折秀歌ノヨシ

園基任卿

ふしの根は雲のいつことしら雪の
ふりさけみれば天のはらなる

一風早從二位実積卿仰ニハ、古代ハ詠草ニハスイ
バト云紙ヲ用タリ、今ノ奉書ノ地ノ荒キモノ
也」(47ウ)

孫子曰

一始計篇

一兵、国ノ大事、死生之地存亡ノ道、不^レ可^レ不^レ

察也

右同

一兵ハ者詭ノ道也 物茂卿著国字解注

總ノ合戦ノ道ハ詭道也、詭道トハ詭ハイツワリ臣アヤシ
トモタカフ臣ヨム、是ハ唐ノ文字ニ倭国ノ詞ヲ付ニ文字
ノ訓ヲ定ルニ、一言ニテハ字意取ラレヌニヨツテ、一字
ニ二ツ三ツ字訓アリ、ヨノツネ詭道ト云ハ、イツワリト
云訓バカリニ泥ミテ、合戦ト云ヘハ、トカク表裏タバカ
リヲ軍ノ本意ヲト定ルハ僻^ミ也、アヤシトハ敵ヨリアヤ
シミ、何任合点^ミノユカヌ也、タガフトヨム時ハ詩経ノ詭
隨孟子ノ詭遇ナドノ詭ノ字ニ

(48才)

意ニテ、正シキ定格ヲ守ラヌ也、故ニ兵ハ詭道也ト云
ハ、軍ノ道ハトカク手前ヲ敵ニ知ラレズ見スカサレヌヤ
ウニ、千変万化定リタルヲナキヲ、軍ノ道トスル也
サレバ敵ヨリハ是ヲタバカルト思フユヘ、イツワリ臣訓
スルナリ、易ノ師ノ卦ニ聖人ノ兵法ヲ明シ玉ヘリ、師ノ
卦ハ外ハ坤ノ卦ニテ内坎ノ卦也、坤ハ至静ヲアラハシ、

坎ハ至陰ヲアラハス、至テ静ニノ動カス、声声モナク臭
モノキ中ニハカリ知ラレス犯シサハラヌ物アル、是軍
ノ本体ニノ、八陣ノ根元也、孫子ガ兵書詭道也ト云ラモ
コ、ニ本ツキテ、是ヲ伺ハ、其妙処ニイタルベシ」

(48ウ)

一三社託宣

八幡大明神 他^乃国^与利^吾国

他^乃人^与利^吾人

天照太神 日月雖^レ照^ニ六合^一_於

実照^ニ正直^乃頭^一_於

春日大明神 蒼生^乃無^レ善^則ハ

吾^以善^施蒼生^ニ

京朝日宮増穂大和守一見済

一百拙老師の示にあつまり、愚眼をひらきしに、

さとする心をよめと師の申せしに、かく

烏丸光栄

さとするよりさとするさとののあらされは

なにといふへき言の葉もなし」(49オ)

一桜町院 百拙和尚江御法間之翌日

御製二首

たちさらて心はかりを住かへよ

うきよのほかに山のあるかは

さま／＼にかたちをなすを見るもたゝ

あとなきものよ浮雲の空

一文撰東方朔 答客難中占詩
家語

水至清則無魚 人至察則無徒」(49ウ)

一勅書写

随心院御門跡亮殿

九条家相統被 仰下付

勅書

勅^ヲ奮^レ庸^況載^ヲ、聖^ノ謨^ノ所^ニ欽^ヒ重^シ慎^ニ終^ヲ追^{ハレ}

遠^ヲ、旧典之所^ニ率^ヒ由^ル、誠^ニ惟^ミレハ氏世^ヨ居^ニ

朝^ノ右^ニ、恒^ニ荒^ニ機務^ヲ、万邦ノ兆民繁^ニ賴^ル百^ニ

姓群僚之長、治土草^ヲ創^ニ延^ニ至^ニ于^レ今^ニ、未^ダ嘗^テ

絶^レ祀^ニ何^ノ如^シ不^レ吊^ニ仍^ニ受^ニ子^ノ姓^ヲ、畢^ニ自^ニ

宸^ノ裁^ニ詢^ニ咨^ニ有^ニ位^ヲ、特^ニ勅^ニ故^ニ関^ニ白^ニ左^ニ大臣^ニ藤原

朝臣輔美之子名^ハ荒^ニ」(50オ)

殿^ニ、今^ニ停^ニ其^ノ前^ニ大僧正法印位^ヲ、令^メ復^メ本^ノ宗^ヲ
續^ツ厥^ノ令^ヲ緒^ヲ、爾^シ尚^ク永^ク克^シ乃^チ家^ヲ、遵^ハ

王^ノ之路^ニ、期^ニ夫^ノ若^キ呂^ノ望^ノ藩^ニ屏^ニ周^ニ家^ヲ、

魏^ノ徵^ノ匡^ノ輔^ヲ、唐^ノ室^ノ哉^ニ懋^ニ諸^ノ母^ノ意^ヲ云^レ爾

寛保三年五月九日

随心院ハ小野ト云

前大僧正亮殿改テ

九条尚実公ト云」(50ウ)

一宝暦九年 丹州播州村々ニ、閏七月晦日ヲ歳暮、

八朔ヲ元朝トシテ、正月ノ儀式ヲナス、門松尻
目縄雜煮トウ万事正月ニタガフコナシ、如此セ
ザレバ凶事アルト云ニ、仍テ聞伝へ、次第近
邑カタノゴトシ、当国ニ渡リ丹山田ヨリ有馬当
兵庫津ニ至ル、当津ハ八月十五日ヲ除夜トシ、
十六日ヲ元朝トシテ家別カタノゴトシ

享保十八年改

一大坂三郷惣町数 合六百四町」(51オ)

同年改

一大坂三郷惣町家数合万八千六百六軒

六波羅太政入道持経者千人あつめ、津の国輪田

と申所にて供養侍ける、やかて其ついでに万

灯会しけり、夜更るまゝに、灯の消けるをおの

／＼とほしつきてけるを見て

山家集

西行法師

消ぬへき法の光りのとほし火をかゝくるわたの
御崎なりけり」(51ウ)

一大將軍家重公 重視一面

禁中江献シタマフ則和歌御会アリシトナン

一公宴御会始

万民祝

冷泉為村卿

寛嘉奈類御宇柔和喜慶敷民多

賀樂能富累万国農千歳与呂津代

ゆたかなる御代ににきはふみたからのとめる
を国のちとせ万代 此通りよみし也」

(52才)

一被任權僧正之口宣 宣旨之写

口宣案 卷候裏ノ上に書付有

上卿源大納言

宝曆七年十一月二十五日 宣旨

大僧都即応

宜令任權僧正

藏人頭右近衛權中將藤原愛親奉

右ハ薄墨之紙上卿ハ庭田大納言重熙 藏人ハ

中山」(52ウ)

宣旨写

大僧都即応

左少弁藤原朝臣俊臣伝宣

權大納言源朝臣重熙宣奉

勅件人宜任權僧正者

宝曆七年十一月廿五日修理東大寺大仏長官主殿

頭兼左大史算博士小槻宿禰(花押)

右ダンシ二枚カサネ

左少弁ハ中御門 左大史ハ壬生官務

權大納言ハ庭田」(53才)

一風早從二位実積卿小町ガ歌ノテニハヲ以テ

狂歌

はなのなりはひしやけにけりな板のまにうつぶ
けに伏ひるねせしまに

一鳥丸光胤卿のもとへ

筑前少將繼高朝臣

したふとも都の風をうつしえぬわか言の葉は霜
の下草

御かへし 光胤卿

みとりそふ春もあるとはおもはすやあはれいつ
まで霜の下草」(53ウ)

死生 譚子

一虚化神と化氣と化血と化形と化嬰と化童と化少
と化壯と化老と化死と復化為虚と復化為神と復
化為氣と復化為物化化不間不得不生万物非欲死
不得不死達此理者虚而乳之神可以不化形可以不
生者乎

一為相卿之歌玉葉集雜之五に有

これのみそ人の国よりつたはらて神代をうけし
敷島の道」(54才)

一宝鏡寺之宮御所望にて

蓋置之上に柄杓掛たる絵に

贊

白隠和尚

寒ノネツノ地獄ニカヤウ茶柄杓モコ、ロナケ
レバクルシミモナシ

一圖書集成 有「二万卷」第三十七圖書集勘ニ
朕姓ハ源日本義経之裔也、其氏清和ナル
故ニ名レテ国ヲ曰清ト

大清乾隆皇帝著述也ト云」

(54ウ)

一補任袈裟之事

満栄房

右彼袈裟所令 補任

仍将如件

年号月日

(花押) 法印孝慶

(花押) 法印賢靜

(花押) 法印度海

右大峰ニ登山ノ人奥院三夜宿ス」(55才)

則奥之院ニテウケルフニント云ハ袈裟ノ免

状カ 包紙ノ上ニ 通 ト云書付アリ

和漢茶誌

一白炭 本国之俗白炭、或ハ云フ枝炭ト、出ニル於
泉州香ノ滝一者其製精シ、出ニル丹州一者、其品粗也、
雜木ノ梢或ハ根或節桂枝松竹ノ実葉以下所ノ新ニ
伐ニ者為レ之此其要也、全書ニ曰能通レ麤起レス燼
ヲ、昔日所レ用ル者多ハ躑躅山茶也、今時不レ用レ

之ヲ」(55ウ)

一鳥丸光広卿撰職人三十六歌仙之内

扇屋

とりかはすこなたかなたの年玉も

手玉もゆらに打扇かな

此歌光広卿歌也、古来ヨリ年始進物ニ、扇子
ヲトリヤリセシユヘ年玉ト云カ、今ハ扇子ニ
カキラズトシダマト云也」(56オ)

長州江戸詰十沢田孫七殿聞書

一天明四辰年四月ノコト、江戸アタゴノシタニテ、
飢死ノ人老々、年ゴロ五十余人相イヤシカラヌ
ヨシ、フトコロニ辞世アリ、左ノ通ノヨシ

一朝覺夢古郷思

嬉しさもうさもつらさもうちわすれくもな
き国のはなの台に」(56ウ)

南物会所上忌記

一輪田崎明神、延宝八^甲年七月廿四日、御正体出
現、長サ五寸計へひ、松ノ枝ニ御座候を、宮守
蓮照同日申上刻ニ見付団差出、明神ならは御乗
移候へと申処、御移候処、又近キ松ノ根ノ根笹
へ移候故、能福寺へ知らせ候処、法印他出、吉
祥坊見候、両人けさ差出候処、御移蓮照居宅へ
入ヌ、松ノ枝ニ候を、和田崎町十右衛門と申も

鷹見保具『雨粟記』

の参候而、扇子差出、御移候を蓮照居宅ニ而箱

二入、蓮照、吉祥坊夜中付居候処、同夜亥刻、

吉祥坊帰候後、廿五日朝箱ひらき見候処、無御

座候、尤能福寺法印見候而之事、右之趣御陣屋

へ届、名主へも届候、其後御陣屋が名主被召候

而、例年和田宮祭礼之節、御湯上ケ候様承候処、

当年ハ其儀無之由、御湯上ケ候様被仰付候ニ而

相談之上ニて能福寺が上ケ申候、神樂ハ南浜六

町相談之上上ケ申候、神子伊賀と申也」

(57オ)

同

一和田宮最初宮守林但士代真光寺客僧十四年
住職二代蓮照三代理性坊

同

一延宝三年ヨリ能福寺別当ノコト

青山家ヨリ被仰渡候、取次河野五郎右衛門殿ヨ

リ書状有

政談

御老中ニナレハ、関八州ノ内へ所替詮ナキコト也、
姫路兵庫淀郡山ナトハ、要抱ノ地ナリトテ、幼
少ニテハ替ルコトモ古キ格バカリヲ守リタルブン
ニテ、詮ナキコト也、幼少ニテモ家老能シマリ武
義ヲ忘レズンハ、所替サセズトモヨシ、成人ナ
レハトテ武義ノ心掛ウスキハ、何ノ^ミ■^ミ■^ミエキモ
有ルマジ」(57ウ)

○薩州ヨリ伊豆ノ鼻マテ二日ニハ来ルト云、殊ノ
外秘スコト也

世事談

僧義堂之空花集二和^{ホウヘ}■西瓜^{シカ}ヲ詩

西瓜今見生^{ニル}東海^{トウカイ}割破^{ハカレ}含^{ホウ}玉露^{タマロ}濃^{ナール}

○八十三代土御門院御宇、榮西禪師宋ニ入り、茶

ノ種ヲエテ帰朝ス、明恵上人梅尾ニウユル、ヨツ

テ梅尾ヲ茶山ト称ス、植タル所ヲ深瀬ト云、今

ニ存ス、作ルトコロノ茶ヲ宋へ渡ス宋人ノ詩ニ

幸^ニ得^ニ梅山信^ニ賞^ニ日本茶^ヲ

カクホウヒノ詩ヲコシタリ梅山ハ梅山ノ事」

(58オ)

骨董錄 白石先生意述

異国ノ書ニ、日本国王ノ事鎌倉頼朝ヲ以始トシ
テ、京都代々公方皆国王トシルス、其中義満ヲ
明ノ太宗ノ時日本国王ニ封セラレシ、薨逝ノ後
恭献王ト云諡ヲモ賜也

南朝ノ君臣此事ヲ論、日本小国ト云凡開闢以
来異朝ノ爵ヲ受シコトナシ、義満力時ニ及ヒ
テ異朝ノ臣ト称スルコト、日本ノハヂトノタマ
ヒシヨシ記シタル書アリ、誠ニコトハリナリ
ト申ベキカ

其後亦明ノ神宗ノ時、豊臣秀吉ヲ以日本国王ト
封セラレシヲ、我モトヨリ日本国王タリ、異朝

ノ封ヲ受ヘキニアズトテ、其使ヲ押カヘシタ
モフト也、此時ニ、東照宮ヲ右都督ニ拝セラ
ル、冠服マテツカワサレシ、秀吉其封爵ヲ退ケ
タマヒシ事マコトニ日本ノ」(58ウ)

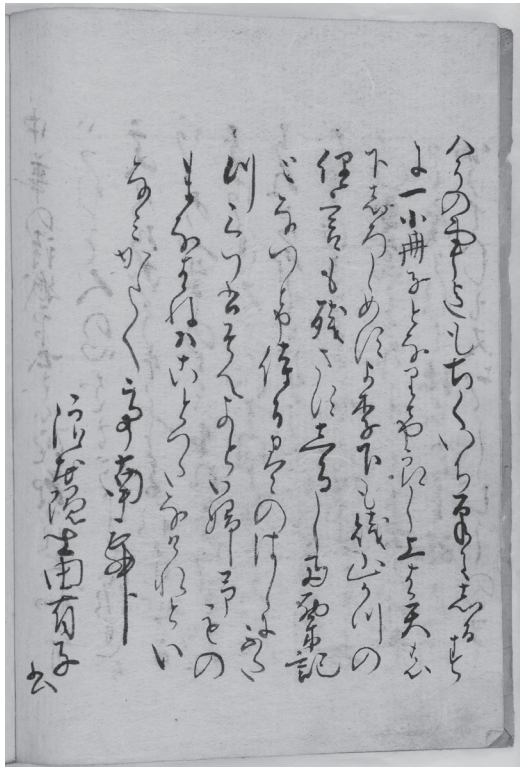
面ヲコシト云ヘシ

朝鮮ノ書ニ記セシ所モ、異朝ノ書ニ同シ、但シ
其国王我国王ニ贈レル書ニ、日本国王ト記シ来
レルハ、秀吉ノ時ヲ始トス

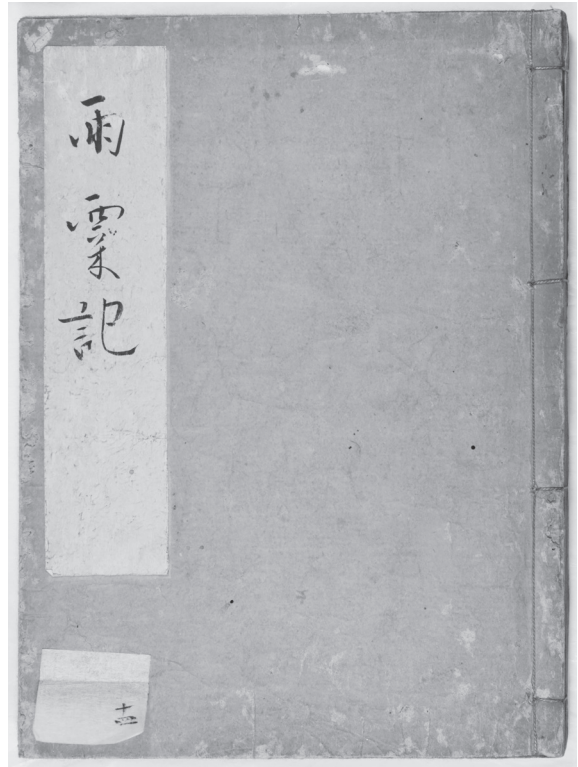
右 筑後刺史荒井氏著述ニテ数篇アリ

宝永正徳之間書記」(59オ)

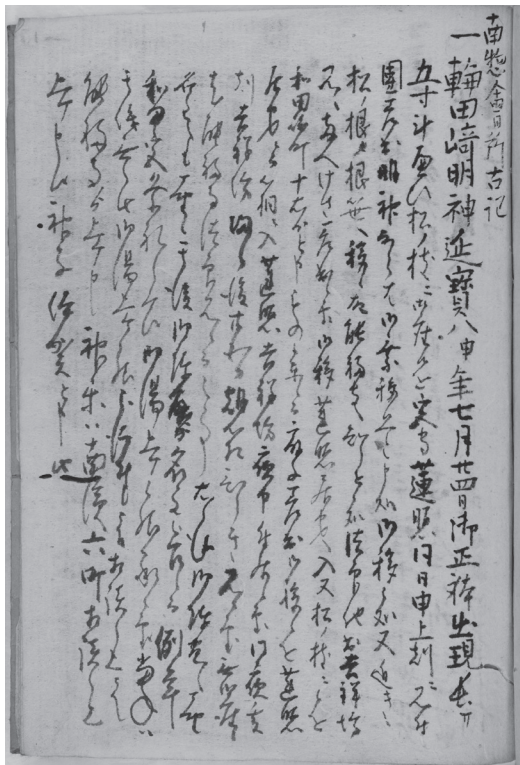
(59ウ)61ウ、墨付きなし)



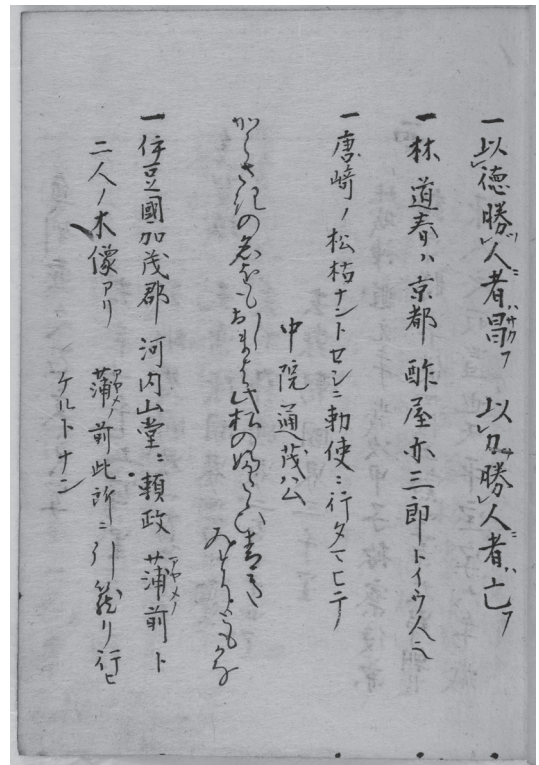
1ウ



表紙



57才



19才